

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

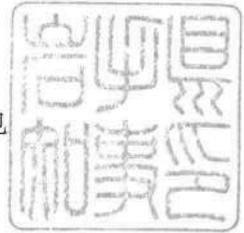


住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 2年 7月 1日

許可の有効年月日 令和 9年 6月30日

【鈴木工業株式会社 公表用】 WEBダウンロード版
次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外
利用は無効。
「①許可内容を確認する為の閲覧」
「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写し
の更新の為の複写・保存」

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・ 感染性産業廃棄物
- ・ 鉱さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃石綿等
- ・ ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、

(以下、裏面記載)

有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの
無

以下余白

2. 許可の条件

排出事業者から委託を受けて収集する感染性産業廃棄物を保冷車等で運搬し、当該排出事業者が指示する特別管理産業廃棄物処分業者の処理施設へ、原則収集した日のうちに運搬すること。

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 7 月 1 日	当初許可
平成 10 年 7 月 1 日	更新許可
平成 15 年 7 月 1 日	更新許可
平成 15 年 7 月 23 日	事業範囲の変更許可

【鈴木工業株式会社 公表用】 WEBダウンロード版
次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的
の利用は無効。

「①許可内容を確認する為の閲覧」

「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写し
の更新の為の複写・保存」

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻（カドミウムまたはその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（シアン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (5) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (6) 特別管理産業廃棄物の種類に鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (7) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

(以下、2枚目記載)

平成15年12月19日 事業範囲の変更許可
(1) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（ダイオキシン類を含むことにのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
(2) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん（ダイオキシン類を含むことにのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成20年 7月 1日 更新許可
平成20年 7月16日 変更届出書受理
(1) 感染性産業廃棄物を削除したこと。
(2) 燃え殻（セレン又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
(3) 廃酸（水銀又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
(4) 廃アルカリ（水銀又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
(5) 鉱さい（水銀又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
(6) ばいじん（水銀又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。

平成25年 6月 3日 事業範囲の変更許可
(1) 特別管理産業廃棄物の種類に感染性産業廃棄物を追加したこと。
(2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃石綿等を追加したこと。
(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（水銀又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水銀又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成25年 7月 1日 更新許可（優良認定）
平成26年 3月27日 変更届出書受理（代表者を鈴木昇から変更したこと。）
令和 2年 7月 1日 更新許可（優良認定）
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白
5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

【鈴木工業株式会社 公表用】 WEBダウンロード版
次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外
利用は無効。
「①許可内容を確認する為の閲覧」
「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写し
の更新の為の複写・保存」